

新潟県空き家再生まちづくり支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県空き家まちづくり支援事業補助金交付要綱別表1(5)カの後段に規定する重点対象地区のうち知事が認めるもの(以下「対象地区」という。)について、必要な事項を定める。

(対象地区)

第2 対象地区は、新潟県空き家まちづくり支援事業補助金交付要綱別表1(5)カの後段に規定する重点対象地区のうち、次に掲げる区域以外のものとする。

- (1) 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第81条第19項及び同法施行令第30条で居住誘導区域に含まないこととされている区域
- (2) 国土交通省が別に定める都市計画運用指針において、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきとしている区域

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。